

産業構造審議会地域経済産業分科会工場立地法検討小委員会（第34回）
議事要旨

日時：平成29年6月14日（水曜日）16時00分～18時00分

場所：経済産業省別館9階946共用会議室

出席者

松原委員長、伊藤委員、浦田委員、武田委員、田島委員、飛田委員

議題

1. 地域未来投資促進法について
2. 地域未来投資促進法の工場立地法の特例に関する告示案について
3. 工場適地調査の見直しについて

議事概要

1. 地域未来投資促進法について

事務局から、資料3「「地域未来投資促進法」について」により、説明を行った。
委員からの主な意見は以下のとおり。

- 製造業が集積している地域と1次産業を行っている地域では、事業規模や求める支援内容が違ってくるので、地域の状況に応じた配慮が必要であると考えます。
- 新しい事業を始める際、複数の市町村にまたがったものは、様々な規制等があるため進めにくいので、土地利用に限らず、他分野においても、さらに規制緩和が進んでいくといい。
- 新しい分野に挑戦する取組を支援することだが、ただ、目先の流行に飛びつくのではなく、しっかりと、地域の特性を活かした事業を支援するようにしていただきたい。

2. 地域未来投資促進法の工場立地法の特例に関する告示案について

続いて事務局から資料「企業立地促進法の一部改正に伴う工場立地法の特例措置にかかる関連告示の改正について（案）」により、当小委員会の検討事項の説明を行った。委員からの主な意見は以下のとおり。

- 緑地等面積率について、法改正に伴い、現在の運用と大きく変わることはないのか。（事務局から、現在の運用と大きく変わらないと回答）

- 緑地等面積率について、1%という数字で適用がされるケースはよほどの事情があると思うが、極端に低いものは慎重に運用がなされるようにしていただきたい。
- 将来的な土地利用も予測しながら、どの水準を適用するか、考えるようにしないとけない。
- 環境問題、労働環境、防災についてももしっかり考慮した上で、運用していただきたい。

当小委員会としては、「緑地面積率等に関する工場立地特例対象区域についての区域の区分ごとの基準（案）」及び「工場立地に関する準則（案）」を了承し、字句の修正がある場合には、事務局と委員長に一任することになった。今後の予定としては、両告示案について6月15日（木）から、30日間パブリックコメントを求める予定。

3. 工場適地調査の見直しについて

続いて事務局から資料5「工場適地調査の見直しについて」により説明。委員からの主な意見は以下のとおり。

- 住宅における空き家問題とも重なる。工場適地調査の見直しは是非やっていただきたい。
- 調査の方法が重要な検討課題。
- 遊休産業用地の活用は重要。適地とは何か検討が必要。
- 企業が持っている情報をどう集めるかについても、検討が必要。
- 既存の用地の把握の必要性は理解。調査の仕方や情報の出し方は、協力して調査を行う自治体との意見調整も必要。

お問合せ先

地域経済産業グループ 地域企業高度化推進課

電話：03-3501-0645

FAX：03-3501-6231